

重要資料集

	ページ
資料 1. 平成 24 年度算定係数一覧表	1
2. 平成 24 年度「再商品化実施委託単価」について	2
3. 平成 23 年度「抛出委託単価」について	3
4. 平成 24 年度再商品化委託承諾書（見本）	4
5. 平成 22 年度再商品化実施委託料金・平成 21 年度抛出委託料金精算金額計算方法	5
6. 平成 22 年度収支決算の概要について	7
7. 再商品化委託料金の支払方法について	9
8. 「再商品化実施委託単価」並びに「分別収集計画量／再商品化計画量等」の推移について	10

平成24年度算定係数一覧表

資料1

平成24年度自主算定係数一覧

	業種区分	ガラスびん						PETボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装	
		無色		茶色		その他		利用	製造	利用	製造	利用	製造
		利用	製造	利用	製造	利用	製造						
容器	食料品製造業	0.32476	0.01373	0.35175	0.00436	1.00552	0.02919	0.65097	0.04793	0.05500	0.00205	0.83290	0.03920
	清涼飲料・茶・コーヒー製造業	0.32671	0.01118	0.33292	0.01678	0.98264	0.04987	0.59824	0.08120	0.05258	0.00340	0.83820	0.01298
	酒類製造業	0.31384	0.01954	0.35038	0.00604	0.97737	0.05046	0.65098	0.03542	0.05473	0.00236	0.86001	0.00395
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤、界面活性剤・塗料製造業等	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05505	0.00162	0.77829	0.06563
	医薬品製造業	0.33856	0.00301	0.33903	0.01385	1.02323	0.01006	—	—	0.05419	0.00082	0.84491	0.00559
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	0.32592	0.00981	0.36047	0.00414	0.99348	0.03774	—	—	0.05535	0.00072	0.81852	0.03006
	小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05541	0.00052	0.84635	0.00854
	その他の事業	0.35034	0.00165	0.35742	0.00321	1.00710	0.04301	—	—	0.05695	0.00028	0.85748	0.00409
包装	包装利用・製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04830	—	0.59728	—

平成24年度簡易算定係数一覧

	業種区分	ガラスびん						PETボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装	
		無色		茶色		その他		利用	製造	利用	製造	利用	製造
		利用	製造	利用	製造	利用	製造						
容器	食料品製造業	0.30852	0.01373	0.31657	0.00436	1.00552	0.02919	0.65097	0.04793	0.04950	0.00194	0.70797	0.03528
	清涼飲料・茶・コーヒー製造業	0.29404	0.01118	0.28298	0.01678	0.93351	0.04737	0.47859	0.07714	0.04469	0.00340	0.67056	0.01298
	酒類製造業	0.21969	0.01661	0.24527	0.00573	0.68416	0.04037	0.48823	0.03365	0.04926	0.00236	0.51600	0.00376
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤、界面活性剤・塗料製造業等	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04955	0.00162	0.70047	0.06563
	医薬品製造業	0.20314	0.00286	0.27123	0.01316	0.35813	0.01006	—	—	0.03251	0.00078	0.33797	0.00447
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	0.32592	0.00981	0.34245	0.00414	0.99348	0.03774	—	—	0.05258	0.00072	0.77760	0.03006
	小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03602	0.00047	0.71940	0.00683
	その他の事業	0.31530	0.00165	0.08936	0.00321	0.90639	0.04086	—	—	0.03986	0.00021	0.42874	0.00286
包装	包装利用・製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03381	—	0.38823	—

平成 24 年度「再商品化実施委託単価」について

各素材別の平成 24 年度再商品化実施委託単価は、以下の通りです。

		平成 24 年度再商品化実施委託単価	ご参考：平成 23 年度
ガラスびん	無色	3,900 円／トン (3.9 円/kg)	4,200 円／トン (4.2 円/kg)
	茶色	5,300 円／トン (5.3 円/kg)	5,600 円／トン (5.6 円/kg)
	その他色	8,100 円／トン (8.1 円/kg)	8,900 円／トン (8.9 円/kg)
PET ボトル		3,400 円／トン (3.4 円/kg)	3,600 円／トン (3.6 円/kg)
紙製容器包装		12,000 円／トン (12.0 円/kg)	13,000 円／トン (13.0 円/kg)
プラスチック製容器包装		49,000 円／トン (49.0 円/kg)	52,000 円／トン (52.0 円/kg)

「再商品化実施委託単価」は、「平成 24 年度に見込まれる支出の総額（再商品化総費用）」(①×②+③=④)を「平成 24 年度に見込まれる再商品化委託申込みの総量」(⑤)で除して算出しています。

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込み量} \times \text{②再商品化事業者見込み委託単価} + \text{③協会経費}}{\text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込み見込み量}}$$

- ①市町村からの引取り見込み量
→協会が実施した市町村引き渡し量の調査の結果等を勘案し算出。
- ②再商品化事業者見込み委託単価
→素材ごとに、トン当たりの再商品化のコストを、近年の落札価格をもとに算出。
- ③協会経費
→租税公課、コンピュータ処理料、家賃、人件費、事業部の運営に必要な経費などで、既往実績等を勘案したうえ算出。
- ④再商品化総費用
→上記①×②+③により算出。
- ⑤特定事業者等からの再商品化委託申込み見込み量
→平成 24 年度の再商品化義務総量、前年度の特定事業者等からの申込み量等を勘案し算出。

<平成 24 年度再商品化実施委託単価の算出根拠>

		①市町村からの引取り見込み量 (トン)	②再商品化事業者見込み委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) = (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込み見込み量 (トン)	平成 24 年度再商品化実施委託単価 (円/トン) = ④÷⑤
ガラスびん	無色	110,000	4,500	89,031	584,031	150,000	3,900
	茶色	122,000	4,900	89,031	686,831	130,000	5,300
	その他色	113,000	7,300	89,031	913,931	113,000	8,100
PET ボトル		7,000	56,000	510,035	902,035	270,000	3,400
紙製容器包装		6,000	5,300	406,407	438,207	37,920	12,000
プラスチック製容器包装		685,667	59,589	1,312,000	42,171,000	868,500	49,000

注 1) 上表の引取り見込み量及び再商品化事業者見込み委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。

注 2) 端数調整のため、必ずしも (①×②) + ③が④と等しくならないケースがあります。また、再商品化実施委託単価は端数調整しております。

平成 23 年度「抛出委託単価」について

各素材別の平成 23 年度抛出委託単価は、以下の通りです。（容器包装リサイクル法の第 10 条の 2 に基づく市町村への抛出金制度の概要については、同封の「平成 23 年度分抛出委託料の請求及び市町村への資金抛出制度について」をご参照ください。）

		平成 23 年度抛出委託単価	ご参考：平成 22 年度
ガラスびん	無色	0 円/トン (0 円/kg)	0 円/トン (0 円/kg)
	茶色	100 円/トン (0.1 円/kg)	0 円/トン (0 円/kg)
	その他色	300 円/トン (0.3 円/kg)	0 円/トン (0 円/kg)
PET ボトル		500 円/トン (0.5 円/kg)	1,500 円/トン (1.5 円/kg)
紙製容器包装		400 円/トン (0.4 円/kg)	1,300 円/トン (1.3 円/kg)
プラスチック製容器包装		2,700 円/トン (2.7 円/kg)	10,300 円/トン (10.3 円/kg)

「抛出委託単価」は、「合理化抛出金（市町村への抛出金の見込額）」（ $(①-②) \times 1/2 = ③$ ）を、「再商品化委託申込見込量」(④) で除して算出します。

$$\text{抛出委託単価} = \frac{((①\text{想定額} - ②\text{「現に要した費用」の見込額}) \times 1/2)}{④\text{再商品化委託申込見込量}} \times 1.05$$

①想定額

→「想定単価」（平成 20～22 年度、3 ヶ年の再商品化事業者への支払実績単価の平均値。平成 23～25 年度、3 ヶ年固定。）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まれません。）を乗じて算出。

②「現に要した費用」の見込額

→市町村からの引き渡し契約量並びに平成 23 年 4 月から 8 月末までの再商品化実績等、毎年度の傾向値等を参考として、素材別の「現に要した費用の見込額」を算出

③合理化抛出金（市町村への抛出金）の見込額

→「平成 23 年度合理化抛出金の見込額」は、「想定額」から「現に要した費用の見込額」を差し引いた金額に、1/2 を乗じることで算出

④再商品化委託申込見込量

→当協会が平成 23 年度分として特定事業者から委託を受ける見込の再商品化委託申込量の総量

<平成 23 年度抛出委託単価の算出根拠>

		①想定額 (円)	②「現に要した 費用」の見込額 (円)	③ = (① - ②) × 1/2 合理化抛出金 の見込額 (円)	④再商品化 委託申込み 見込み量 (トン)	平成 23 年度 抛出委託単価 (円/トン)
ガラスびん	無色	405,811,987	416,366,764	0	148,219	0
	茶色	438,008,270	426,648,648	5,679,811	112,477	100
	その他	663,879,422	623,188,926	20,345,248	101,840	300
PET ボトル		411,954,876	175,528,444	118,213,216	265,295	500
紙製容器包装		52,237,826	24,600,000	13,818,913	39,500	400
プラスチック製容器包装		38,589,515,000	34,385,218,000	2,102,148,000	837,000	2,700

注 1) 市町村への合理化抛出金は、想定額よりも「現に要した費用」が下回ってはじめて抛出されます。

注 2) 計算の結果、③ = (① - ②) × 1/2 がマイナスあるいは 0 (ゼロ) となる場合、抛出委託単価は 0 (ゼロ) となり、合理化抛出金は生じません。

注 3) 合理化抛出金の見込額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。

平成 24 年度再商品化委託承諾書（見本）

東京都港区虎ノ門 1-14-1 第一ビル 2F
 株式会社容器包装商事
 代表取締役 容器 一郎 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）は、協会が提示した平成 24 年度再商品化委託契約約款（以下「約款」という。）に同意のうえなされた特定事業者****株式会社からの平成 24 年度再商品化委託契約の申し込み（再商品化委託申込量に応じて生じる抛出委託料の支払いを含む。申込受付日：平成 年 月 日）に対し、下記のとおり、承諾いたします。

記

1. 再商品化委託申込量（再商品化義務量）及び再商品化実施委託料金

特定分別基準適合物	再商品化委託申込量	再商品化実施委託単価	再商品化実施委託料金
ガラスびん（無色）	**** k g	3.9 円 / k g	**** 円
ガラスびん（茶色）	**** k g	5.3 円 / k g	**** 円
ガラスびん（その他の色）	**** k g	8.1 円 / k g	**** 円
PET ボトル	**** k g	3.4 円 / k g	**** 円
紙製容器包装	**** k g	12.0 円 / k g	**** 円
プラスチック製容器包装	**** k g	49.0 円 / k g	**** 円
合 計			**** 円

2. 再商品化実施委託料金の支払（支払期日は原則下記日程となりますが、申込時期により支払期日が変わる場合があります。詳しくは後日発行される請求書をご覧ください。）

第 1 回支払期日	平成 年 月 日	円（うち消費税等	円）
第 2 回支払期日	平成 年 月 日	円（うち消費税等	円）
第 3 回支払期日	平成 年 月 日	円（うち消費税等	円）
第 4 回支払期日	平成 年 月 日	円（うち消費税等	円）
合計		円（うち消費税等	円）

3. その他の事項については、約款に記載のとおりとします。

※「平成 24 年度の抛出委託料」は、本表の特定分別基準適合物ごとの再商品化委託申込量に平成 24 年 12 月頃に提示される抛出委託単価をかけて協会で計算し、平成 25 年 6 月下旬に全額をご請求させていただきます。

平成 年 月 日

東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号 郵政福祉琴平ビル
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 代表理事理事長 吉 野 祥一郎

特定事業者番号 **** *
 契約番号 **** *-**

実施委託料

平成 22 年度再商品化委託料金精算金額計算方法（実施委託料）

1. 特定事業者再商品化実施委託料金総額及び精算金額

(単位：円)

特定分別基準適合物	平成 22 年度特定事業者 再商品化予定実施委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託料の 精算金額 (B)
ガラスびん無色	630,468,101 円	139,469,228 円
ガラスびん茶色	727,929,852 円	229,534,029 円
ガラスびんその他の色	959,559,800 円	266,515,098 円
P E T ボトル	1,045,515,195 円	992,481,027 円
紙製容器包装	607,907,489 円	217,882,989 円
プラスチック製容器包装	51,580,127,812 円	15,061,198,054 円
合計	55,551,508,249 円	16,907,080,425 円

2. 再商品化実施委託料金精算金額計算方法

(円未満は切り捨て。ただし精算金額がマイナスの場合は切り上げとなります。)

・ガラスびん無色	$\frac{139,469,228 \text{ 円}}{630,468,101 \text{ 円}} \times \text{貴社の平成 22 年度予定実施委託料金}$
・ガラスびん茶色	$\frac{229,534,029 \text{ 円}}{727,929,852 \text{ 円}} \times \text{貴社の平成 22 年度予定実施委託料金}$
・ガラスびんその他の色	$\frac{266,515,098 \text{ 円}}{959,559,800 \text{ 円}} \times \text{貴社の平成 22 年度予定実施委託料金}$
・PET ボトル	$\frac{992,481,027 \text{ 円}}{1,045,515,195 \text{ 円}} \times \text{貴社の平成 22 年度予定実施委託料金}$
・紙製容器包装	$\frac{217,882,989 \text{ 円}}{607,907,489 \text{ 円}} \times \text{貴社の平成 22 年度予定実施委託料金}$
・プラスチック製容器包装	$\frac{15,061,198,054 \text{ 円}}{51,580,127,812 \text{ 円}} \times \text{貴社の平成 22 年度予定実施委託料金}$

抛出委託料

平成 21 年度再商品化委託料金精算金額計算方法（抛出委託料）

1. 特定事業者再商品化抛出委託料金総額及び精算金額

（単位：円）

特定分別基準適合物	平成 21年度特定事業者 再商品化予定抛出委託料金 (精算前) (A)	再商品化抛出委託料金の 精算金額 (B)
ガラスびん無色	0 円	0 円
ガラスびん茶色	0 円	0 円
ガラスびんその他の色	0 円	0 円
P E T ボトル	154, 730, 558 円	66, 073, 434 円
紙製容器包装	30, 332, 887 円	3, 558, 796 円
プラスチック製容器包装	9, 481, 608, 929 円	261, 734, 155 円
合計	9, 666, 672, 374 円	331, 366, 385 円

2. 再商品化抛出委託料金精算金額計算方法

（円未満は切り捨て。ただし精算金額がマイナスの場合は切り上げとなります。）

・ ガラスびん無色	0 円	×	貴社の平成 21 年度予定抛出委託料金	0 円
・ ガラスびん茶色	0 円	×	貴社の平成 21 年度予定抛出委託料金	0 円
・ ガラスびんその他の色	0 円	×	貴社の平成 21 年度予定抛出委託料金	0 円
・ P E T ボトル	66, 073, 434 円	×	貴社の平成 21 年度予定抛出委託料金	154, 730, 558 円
・ 紙製容器包装	3, 558, 796 円	×	貴社の平成 21 年度予定抛出委託料金	30, 332, 887 円
・ プラスチック製容器包装	261, 734, 155 円	×	貴社の平成 21 年度予定抛出委託料金	9, 481, 608, 929 円

平成22年度収支決算(正味財産増減計算ベース)の概要について

(単位:円)

科 目	予算額	精算前決算額	精算後決算額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	915,000	915,000	915,000
② 事業収益	63,016,117,000	70,877,796,674	53,639,388,125
・再商品化受託料収益	ア 61,333,117,000	イ 66,498,649,293	ウ 49,260,240,744
うち特定事業者(実施委託料)	50,550,467,000	55,824,384,532	38,917,324,749
うち特定事業者(抛却委託料)	9,589,570,000	① 9,666,342,002	9,334,993,236
うち市町村	1,193,080,000	1,007,922,759	1,007,922,759
・再商品化委託収益(有償入札収入)	1,683,000,000	② 4,379,147,381	4,379,147,381
③ 雑収益(受取利息等)	0	12,183,922	12,183,922
経常収益計	63,017,032,000	70,890,895,596	53,652,487,047
(2) 経常費用			
① 事業費	62,653,447,000	53,444,070,541	53,444,070,541
・再商品化委託事業	62,556,767,000	(a) 53,355,071,594	53,355,071,594
うち再商品化事業者への支払分	49,087,300,000	38,000,588,666	38,000,588,666
うちシステム関係、設備調査費など	2,277,040,000	2,058,572,842	2,058,572,842
うち市町村合理化抛却金	9,589,570,000	(b) 9,334,975,617	9,334,975,617
うち市町村有償入札抛却金	1,602,857,000	(c) 3,960,934,469	3,960,934,469
・普及及び啓発	40,300,000	(d) 37,707,674	37,707,674
・情報の収集及び提供	54,500,000	(e) 49,583,246	49,583,246
・交流及び協力	1,880,000	(f) 1,708,027	1,708,027
② 管理費	235,670,000	208,378,245	208,378,245
経常費用計	62,889,117,000	(g) 53,652,448,786	53,652,448,786
当期経常増減額	127,915,000	17,238,446,810	38,261
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
予備費	127,915,000	0	0
経常外費用計	127,915,000	0	0
当期経常外増減額	△ 127,915,000	0	0
当期一般正味財産増減額	0	17,238,446,810	38,261
一般正味財産期首残高	63,530,000	62,739,768	62,739,768
一般正味財産期末残高	63,530,000	17,301,186,578	62,778,029
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	120,285,000	120,285,000	120,285,000
指定正味財産期末残高	120,285,000	120,285,000	120,285,000
III 正味財産期末残高	183,815,000	17,421,471,578	183,063,029

収支の仕組み

- 全国73,557の特定事業者と市町村(小規模事業者負担分)より、再商品化委託費用として約665億円を受託しました。
- 全国1,547の市町村から、ガラスびん34万トン、PETボトル19万4千トン、紙製容器包装2万8千トン、プラスチック製容器包装63万5千トンを引き取りました。
- 協会が直接再商品化に要した費用は約401億円で、その内訳は、
 - ①協会が選定した再商品化事業者225社への支払分として約380億円(95%)、②協会経費(システムの運用や改善費、設備調査費、人件費など)として約21億円(5%)となりました。
- 特定事業者への精算金は約172億円で、次年度の再商品化委託費と相殺いたします。

(収入)

	予算額	精算前決算額	精算後決算額
再商品化受託料収益	ア 61,333,117,000 円	イ 66,498,649,293 円	ウ 49,260,240,744 円
(前年)	68,144,652,000 円	(前年) 71,456,474,272 円	(前年) 52,048,822,617 円
うち特定事業者(実施委託料)	50,550,467,000 円	55,824,384,532 円	38,917,324,749 円
うち特定事業者(拠出委託料)	9,589,570,000 円	① 9,666,342,002 円	9,334,993,236 円
うち市町村	1,193,080,000 円	1,007,922,759 円	1,007,922,759 円
再商品化委託収益 (有償入札収入)	1,683,000,000 円	② 4,379,147,381 円	4,379,147,381 円
	協会が事前に調査した時点での市町村からの引取見込量、再商品化事業者へ支払う見込額及び協会経費等をもとに設定した再商品化委託単価に基づき、協会が予測して算出した収入見込額です。	特定事業者からの委託料収入は、容器包装を利用・製造等した量に応じて特定事業者がそれぞれ素材ごとに再商品化を協会に委託(協会にとっては受託)し、協会が受領した金額です。 このうち、拠出委託料は特定事業者が前年度(21年度)に申込んだ量に応じて拠出委託単価を乗じて受領した金額です。 市町村からの受託料収入は、再商品化義務の適用を除外されている小規模事業者の排出分を協会に委託した市町村から受領した額です。	事業計画と実績とでは、特定事業者からの受託量、市町村からの引取量、落札単価(再商品化事業者への支払単価)などで乖離が生じます。その過不足を調整した金額が精算後の金額です。22年度は収入が支出を上回り、約172億円を特定事業者へ返却しました。

(支出)

・再商品化委託事業	(a) 53,355,071,594 円 (前年) 53,297,160,467 円	このうち、市町村への拠出金を除いた実際の再商品化(リサイクル)にかかった費用は、次の2つです。 ●再商品化事業者へ支払う費用(保管施設からの引取運賃、加工費、利用事業者への引渡運賃など)で、協会が市町村の保管施設ごとに行う一般競争入札による落札単価と実際に再商品化された量で決まります。22年度は約380億円(21年度は約410億円)でした。 ●システムの運用や変更、再商品化事業者の設備調査、人件費などの費用で約21億円(21年度は約15億円)でした。
うち市町村への合理化拠出金	(b) 9,334,975,617 円 (前年) 9,484,571,282 円	市町村への合理化拠出金の支払いに伴う特定事業者からの収入は「うち特定事業者(拠出委託料)」①の約97億円です。 21年度実績分はガラスびんを除く3つの素材で拠出金が生じ、1,443市町村へ約93億円を22年9月末に拠出しました。
うち市町村への有償入札拠出金	(c) 3,960,934,469 円 (前年) 1,307,468,736 円	有償入札により協会が再商品化事業者から得た収入は、「再商品化委託収益(有償入札収入)」②の約44億円です。22年度はプラスチックを除く3つの素材で有償入札があり、消費税相当額や3月収入分を除いた約40億円を拠出しました。
・普及及び啓発	(d) 37,707,674 円	「普及及び啓発」は市町村や再商品化事業者への説明会、協会案内パンフレットの作成、「情報の収集及び提供」は協会ニュースの発行、ホームページの運営、イベントへの参加費、「交流及び協力」は国内外の関係団体等との交流や海外視察などの費用です。
・情報の収集及び提供	(e) 49,583,246 円	
・交流及び協力	(f) 1,708,027 円	

再商品化費用	49,691,514,317 円 (前年) 52,280,423,251 円	再商品化事業全体に要した費用は経常費用計(g)約537億円から市町村有償入札拠出金(c)約40億円を差し引いた497億円です。
--------	---	---

再商品化委託料金の支払方法について

特定事業者の皆様がご負担する費用は、リサイクルコストに充当される「再商品化実施委託料金」と容器包装リサイクル法の改正に伴い創設された市町村への資金の拠出に充当される「拠出委託料金」があり、平成20年度以降は「再商品化実施委託料金」と「拠出委託料金」をあわせて「再商品化委託料金」と総称しております。

＜平成24年度再商品化実施委託料金の支払方法＞

特定事業者の皆様がお支払いになる「再商品化実施委託料金」は、当該年度の年間でお支払いになる「再商品化実施委託料金」の総額に応じて、以下の方法により、お支払いいただくことになります。

再商品化実施委託料金総額	支払方法	4月	7月	10月	1月	申込用紙1における記載
3千万円以上	2回分割	50%	50%	—	—	1
	4回分割	40%	30%	15%	15%	2
10万円超、3千万円未満	一括払	—	100%	—	—	3
	3回分割	—	50%	25%	25%	4
10万円以下	一括払	—	100%	—	—	5

注1) 平成23年度分の再商品化委託を申し込まれている方で、22年度の精算金（不足金）が発生した場合には、平成23年7月にお支払いの実施委託料金に加減し調整しておりますが、それでもまだ余剰金が残存する場合、①「2回分割及び一括払」の場合は、平成24年度（次年度）7月の実施委託料金と順次相殺、②「4回分割及び3回分割」の場合は、10月以降お支払いの再商品化実施委託料金と順次相殺します。なお、それでもまだ余剰金が残存する場合、同様の考え方で相殺いたします。

注2) 万一、協会が定めた申込期限に申込書の提出が遅れた場合、分割払いの支払を合算のうえ請求させていただきますのでご了承ください。

＜平成23年度拠出委託料金の支払方法＞

拠出委託料金の支払方法は、平成24年7月末日の一括払いとなります。

この拠出委託料金も再商品化実施委託料金同様、予定（見込み）でいただいておりますので、平成25年7月に精算を実施いたします。平成23年度の拠出委託料金は、既にお申し込んでいる平成23年度の「再商品化委託申込量」に「平成23年度拠出委託単価」を乗じて当協会では計算の上、ご請求させていただきますので、新たな手続きは不要です。

※なお、再商品化実施委託料金と拠出委託料金につきましては、余剰金、不足金が生じた場合、交互に計算し、加減調整することができることとします。

〔ご参考：特定事業者が当協会（指定法人）に支払う再商品化委託料金の税務上の取り扱いについて〕

特定事業者の皆様が当協会（指定法人）に支払う再商品化委託料金の税務上の取り扱いに関しましては、支出した日の属する事業年度の損金として処理されるようお願い申し上げます。

なお、決算日以降に支払いが予定されている再商品化委託料金を、未払金として決算処理することはできませんのでご注意ください。

以上

「再商品化実施委託単価」並びに「分別収集計画量／再商品化計画量等」の推移について

＜「再商品化実施委託単価」の推移＞

過去3年間の再商品化実施委託単価の推移は、以下の通りです。

(単位：円／トン)

		22年度（前年度比）	23年度（前年度比）	24年度（予定）（前年度比）
ガラスびん	無色	3,800 (0.93)	4,200 (1.11)	3,900 (0.93)
	茶色	5,300 (0.96)	5,600 (1.06)	5,300 (0.95)
	その他色	9,500 (1.03)	8,900 (0.94)	8,100 (0.91)
PETボトル		4,200 (2.47)	3,600 (0.86)	3,400 (0.94)
紙製容器包装		16,000 (1.20)	13,000 (0.81)	12,000 (0.92)
プラスチック製容器包装		53,200 (0.81)	52,000 (0.98)	49,000 (0.94)

※カッコ内は前年度比。小数点以下第3位を四捨五入

＜「分別収集計画量と再商品化計画量等」の推移＞

第6期分別収集計画並びに再商品化計画等の推移は、以下の通りです。

(単位：千トン)

品目	各種数値	第5期	第6期（平成23年度～27年度の5か年計画）					
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
ガラスびん	無色	分別収集計画量	359	342	341	339	338	337
		再商品化計画量	180	160	160	160	160	170
		特定事業者責任比率	93%	95%	96%	—	—	—
		再商品化義務総量	167.40	152.00	153.60	—	—	—
	茶色	分別収集計画量	308	294	293	292	291	290
		再商品化計画量	170	150	150	150	150	150
		特定事業者責任比率	78%	79%	80%	—	—	—
		再商品化義務総量	132.60	118.50	120.00	—	—	—
	その他	分別収集計画量	184	180	180	179	179	179
		再商品化計画量	130	160	160	160	160	160
		特定事業者責任比率	87%	90%	92%	—	—	—
		再商品化義務総量	113.10	144.00	147.20	—	—	—
PETボトル	分別収集計画量	315	301	305	306	307	308	
	再商品化計画量	384	419	421	421	421	421	
	特定事業者責任比率	100%	100%	100%	—	—	—	
	再商品化義務総量	315.00	301.00	305.00	—	—	—	
紙製容器包装	分別収集計画量	161	128	130	133	137	139	
	再商品化計画量	356	339	339	339	339	339	
	特定事業者責任比率	96%	98%	99%	—	—	—	
	再商品化義務総量	35.52	37.24	37.62	—	—	—	
プラスチック製容器包装	分別収集計画量	935	785	818	846	857	866	
	再商品化計画量	1,291	1,536	1,558	1,558	1,557	1,559	
	特定事業者責任比率	97%	99%	99%	—	—	—	
	再商品化義務総量	906.95	777.15	809.82	—	—	—	

注1) 網掛けのついている数値が分別収集計画量・再商品化計画量の「どちらか小さい方」となります。なお、分別収集計画及び再商品化計画は原則として3年に一度見直しが行われます。

注2) 紙製容器包装については、分別収集計画量から環境省が調査した市町村独自処理分（平成22年度は124千トン、平成23年度は90千トン、平成24年度は92千トン）を差し引いた量に特定事業者責任比率をかけたものが再商品化義務総量となります。